第4章　基本施策

（第4次熊谷市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】）

1．環境目標Ⅰ「DX・スマートシティを推進し、環境と調和した低炭素型のまちを創ります」
2．環境目標Ⅱ「環境の保全・創造に寄与する人を育てます」
3．環境目標Ⅲ「環境負荷の少ない安全で住みよいまちを目指します」
4．環境目標Ⅳ「環境資源を大切にするまちを創ります」
5．重点プロジェクト

第4章　基本施策（第4次熊谷市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】）

1. 環境目標Ⅰ　DX・スマートシティを推進し、環境と調和した脱炭素型のまちを創ります

基本方針Ⅰ－1　DX・スマートシティの推進

◆関連する SDGs



本市では、2021（令和３）年７月に策定した「熊谷スマートシティ実行計画」を 2023（令和 5）年１２月に更新し、「人の力（市民参画等）とデジタルの力（データ活用等）により地域の持続性を確保する」を目標に、主に、「モビリティ」「暑さに対応したまち」「スポーツ・健康」の３分野に重点的に取り組んでいます。2023（令和 5）年７月には「熊谷スマートシティ宣言」を行い、「やさしい未来発見都市」をキーワードに、「デジタル技術を活用し、誰もが自律的に幸せを追い求めることができる未来」を目指しています。

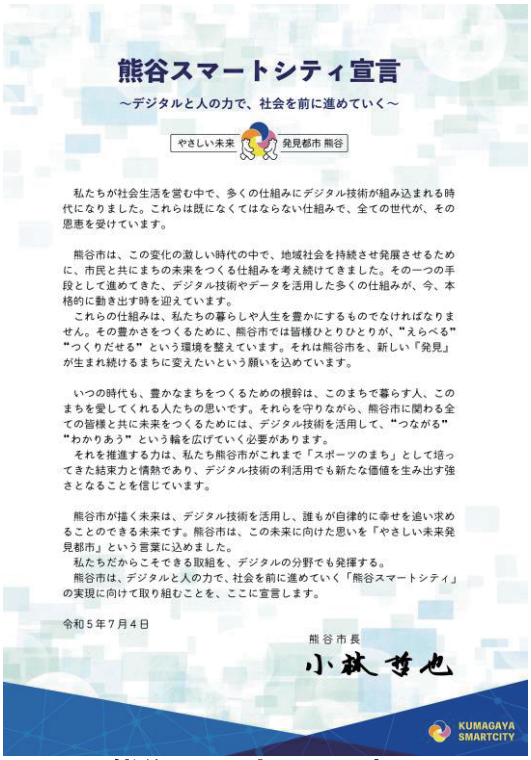

熊谷スマートシティ宣言
出典：熊谷市 HP

また、国の「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を受け、2021（令和３）年に熊谷市 DX 推進本部及び DX 推進委員会を設置し、「熊谷市情報化推進計画・官民データ活用推進計画（e-くまがや ICT 推進プラン 3）」に基づき、自治体 DX を進めてきました。

今後、市では、更にスマートシティを推進し、スマートエコタウンの整備を促進し、DX の導入を推進します。

施策①　スマートシティの推進

デジタル手法を活用したコミュニティの活性化や新技術やデータの利活用によるサービスの提供を推進するとともに、公民連携のまちづくりを通じた気候変動に適応した持続可能なまちづくりを進めます。

（スマートシティアプリの活用）

- 熊谷スマートシティアプリ「クマぶら」を利用した、ヒートスポット（暑いぞスポット）、クールシェアスポット等の情報提供を行います。

（建築物のスマート化）

- 暑い中でも快適に暮らせる都市環境及び住環境を提供するスマートエコタウン・熊谷版スマートハウスの確立・普及を進めます。
- 庁舎などの公共施設で ICT を活用し、BEMS（ビルエネルギー管理システム）による空調や照明等の効率的運用を進めます。

施策②　スマートエコタウンの整備促進

スマートエコタウンの整備により、街区レベルでのエネルギーの効率的利用を進め、温室効果ガス排出量の削減を進めます。

（ミニマムグリッドの構築）

- 避難所等の防災拠点においては、太陽光パネルと蓄電池を組み合わせたミニマムグリッドを構築し、災害レジリエンスを高めます。

（スマートエコタウン整備に向けたデータ収集）

- ミニマムグリッドの構築やスマートメーターの設置により、公共施設や住宅におけるエネルギー消費データを収集し、スマートエコタウンの整備に活用します。
- 桜町モデルハウス事業において、環境配慮型住宅の建築、HEMS を活用した各種データの収集、費用対効果の検討を行います。

（宅地開発における整備）

- 新堀地区の区画整理事業において、3D 都市モデルや市内の気象データを活用し、風通しを考慮した、モデル街区の形成を進めます。
- 桜町モデルハウス事業で検討した環境配慮型住宅の建築促進を行います。
- 宅地開発における、先進的な省エネ住宅の普及促進やヒートアイランド対策を考慮した取組を支援します。

施策③　DX の導入促進

DX の導入により、住民の利便性を向上させるとともに、市の業務の効率化を図り、行政サービスの向上と温室効果ガス排出量の削減を進めます。

（行政サービスへの活用）

●住民票等のコンビニ交付（取得可能な証明書の拡大検討）を進め、行政サービスの利便性向上と、移動にかかる温室効果ガス排出量の低減を目指します。

●DX による業務の効率化を進め、エネルギー消費量の削減と効率的な業務の両立を進めます。

（災害弱者への支援）

●避難行動要支援者（災害時要援護者）の情報を整備し、災害発生時の避難支援を進めます。



スマートシティ事業で活用する気象センサー

基本方針Ⅰ－2　地球温暖化対策の推進

◆関連する SDGs



本市ではこれまで、照明の LED 化、「再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置費補助金」による補助事業、「低炭素建築物新築等計画の認定制度や長期優良住宅の認定制度」による認定、公立小中学校や市有施設への太陽光発電の導入、熊谷衛生センター等の排熱利用、啓発活動や広報活動、日常生活に関する温室効果ガスの排出抑制のための相談など、地球温暖化対策の取組を行ってきました。

これらの結果、2020（令和２）年度の温室効果ガス排出量は、基準年度（2013（平成 25）年度）から 19.4%削減（下グラフ参照）となりましたが、「ゼロカーボンシティくまがや」の実現には、更なる削減が必要です。また、市域への再生可能エネルギーの導入量は、2020（令和２）年度でポテンシャルに対し１割程度（次ページ上グラフ参照）にとどまっており、ポテンシャルの更なる活用が必要です。

今後、市では、省エネルギー活動を推進し、再生可能エネルギー等の導入を促進し、「ゼロカーボンシティくまがや」の実現を目指します。

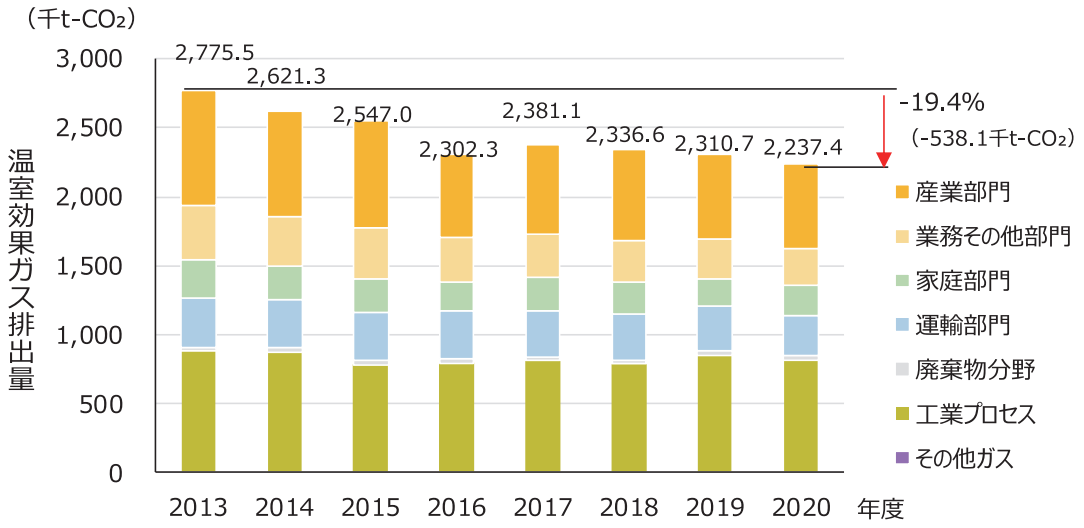

温室効果ガス排出量の推移

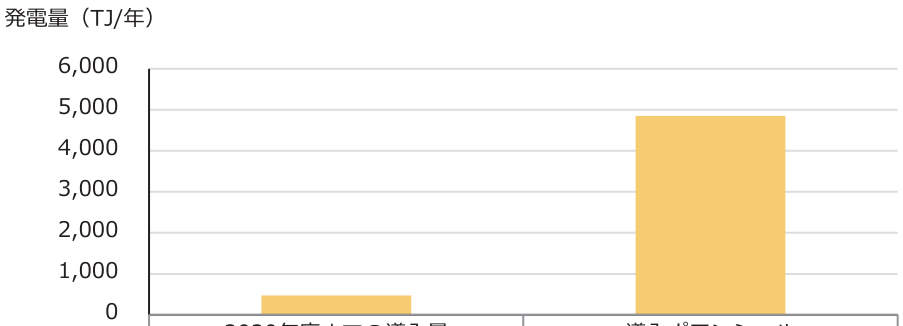

	2020年度までの導入量	導入ポテンシャル
太陽光	473.4	4,841.7
中小水力	0.0	15.2

再生可能エネルギーの導入量と導入ポテンシャル

施策①　省エネルギー活動の推進

省エネ機器の導入、建築物の高効率化、省エネルギー行動の推進等を行い、発電時に発生する温室効果ガスや、移動時に発生する温室効果ガスを削減します。

（省エネ機器の導入）

- ●省エネルギー機器の導入についての支援や情報提供、普及啓発などを行うとともに、市の施設への導入を進めます。
- ●「再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置費補助金」を継続し、省エネルギー機器の導入を促進します。
- ●電気自動車（EV）や、プラグインハイブリッド（PHEV）など、次世代自動車の普及促進や、エコドライブの普及啓発を継続します。
- ●公共施設や民間施設の電気自動車充給電設備の設置を推進します。

（建築物の高効率化）

- ●ZEH、ZEB、LCCM 住宅など住宅・建築物の省エネルギー化・長寿命化の検討・普及啓発・導入支援を行います。
- ●市民、事業者のエネルギーマネジメントの導入・普及促進に向け、情報提供を行います。
- ●市の施設におけるエネルギーマネジメントの導入を検討します。

（省エネルギー行動の推進）

- ●家庭、マンション、ビル、工場における、エネルギー管理システム（HEMS、MEMS、BEMS、FEMS）の導入や、「うちエコ診断」、「省エネ診断」を促進し、エネルギーの「見える化」による効率的なエネルギー利用を促します。

●日常生活の中での節電や、公共交通機関の積極利用、エアコンなどの機器の適切な管理など、日常の中での省エネルギー活動、温室効果ガスの排出削減行動を啓発します。
●地産地消、エシカル消費、グリーン購入など、脱炭素に効果のある購入・調達を推奨します。
●DX による、業務の効率化を進め、エネルギー消費量の削減と効率的な業務の両立を進めます。（再掲）
●宅地開発における、先進的な省エネ住宅の普及促進やヒートアイランド対策を考慮した取組を支援します。（再掲）

（行政の環境活動の率先行動）

●市職員は「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に従い、率先して環境への配慮行動を実践し、取組の状況を公表します。

施策②　再生可能エネルギー等の導入促進

市域の再生可能エネルギー導入ポテンシャルの多くは太陽光発電であり、太陽光発電の導入を促進します。また、複数の再生可能エネルギーの導入は、地域のレジリエンスの向上や脱炭素社会の実現に有効であることから、その他の再生可能エネルギーについても導入を検討・促進します。

（太陽光発電の導入促進）

●市域の建物や未利用地への太陽光発電・蓄電池の導入を促進するため、国、県、市の補助制度などの情報提供を行います。
●ソーラーカーポート、営農型太陽光発電についての情報提供等を行います。
●「再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置費補助金」を継続し、太陽光発電設備の導入を促進します。
●PPA モデルによる太陽光発電について、市の施設への導入を検討するとともに、市民・事業者へ情報提供を行います。

（その他の再生可能エネルギーの導入検討・促進）

●太陽光発電以外の再生可能エネルギーの導入促進に向け、情報提供や支援、市の施設における導入検討を行います。
●再生可能エネルギー比率の高い電力の購入・調達を進めます。
●需給調整市場や VPP（バーチャルパワープラント）など、新たな再生可能エネルギーの活用に関する情報提供や事業者への支援を行います。
●熊谷衛生センターなどのごみ処理施設からの焼却排熱の利用を継続します。

●地中熱、工場排熱、下水熱などの未利用エネルギー、燃料電池、水素・アンモニアの活用、次世代燃料、バイオディーゼル燃料等の情報を収集するとともに、市の施設等での利用の検討、市民・事業者への情報提供を行います。



江南行政センターに設置されている急速充電器



熊谷市市有施設屋根貸し太陽光発電事業

基本方針Ⅰ－3　ヒートアイランド対策の推進

◆関連する SDGs



本市では、2007（平成 19）年に「ヒートアイランド対策推進都市」を宣言し、熊谷衛生センター等の排熱を利用した給湯や、公共交通機関の利用促進、駅周辺での冷却ミストの設置、熱中症予防グッズの配布など、様々な対策や啓発を行ってきました。

近年は、気候変動による気温上昇の影響もあり、ヒートアイランド対策を継続して進める必要があります。

市では、引き続き人工排熱の低減、建築物・地表面等の高温化抑制、「ヒートアイランド対策推進都市」としての啓発、さらに気候変動への適応を進めます。

施策①　人工排熱の低減

都市の多様な産業活動や社会活動に伴い排出される熱（人工排熱）は、ヒートアイランド現象の原因の一つとなっており、建物や自動車からの排熱の低減を行います。

（建物からの排熱の低減）

- ●熊谷衛生センターなどのごみ処理施設からの焼却排熱の利用を継続します。（再掲）
- ●省エネルギー機器の導入についての支援や情報提供、普及啓発などを行うとともに、市の施設への導入を進めます。（再掲）
- ●工場・事業場等からの廃熱等、未利用エネルギーの利用促進を図ります。
- ●宅地開発における、先進的な省エネ住宅の普及促進やヒートアイランド対策を考慮した取組を支援します。（再掲）

（自動車からの排熱の低減）

- ●幹線道路を計画的に整備し、交通流の円滑化を図ります。
- ●パークアンドライドを推進し、自動車から公共交通機関への転換を図ります。
- ●公共交通機関の利便性を向上させ、積極的な利用を呼びかけ、公共交通機関の利用者を増やします。

●グリーンスローモビリティ、デマンド型乗り合いタクシーなど、新たな公共交通機関の導入を検討します。

●電気自動車（EV）や、プラグインハイブリッド（PHEV）など、次世代自動車の普及促進や、エコドライブの普及啓発を継続します。（再掲）

施策②　建築物・地表面等の高温化抑制

アスファルトやコンクリートによる地表面の被覆は、地面の保水力を損ない、水分の蒸発による気温上昇の抑制効果を減衰させます。また、アスファルトやコンクリートは蓄熱性があり、日中に蓄積した熱を夜間に放出するため、夜間の気温の低下を妨げます。そのため、建築物・地表面の高温化抑制を進めます。

（建築物の高温化抑制）

●断熱性能の高い建築物の普及促進により、空調設備からの排熱を削減します。

●屋上緑化・壁面緑化を推進します。

（地表面等の高温化抑制）

●市道や市有駐車場での遮熱性舗装、透水性舗装、保水性舗装の使用を促進します。

●河川水路の開渠（きょ）化を推進します。

施策③　「ヒートアイランド対策推進都市」としての啓発

ヒートアイランド対策には、多くの市民の皆様の協力が必要です。そのため、様々な機会を利用し、ヒートアイランド対策の啓発を行います。

（ヒートアイランド対策の啓発）

●「くまがやエコライフフェア」等を通じ、市民・事業者に対して省エネルギー意識の更なる向上を啓発します。

●環境教育講座、環境施設見学会や生涯学習講座において、ヒートアイランド現象に対する学習を促進します。

●市と NPO 等との連携により、ヒートアイランド対策の普及啓発を推進します。

●家庭や地域での節電や熱中症予防のほか、地域コミュニティの育成や地域活性化にもつながる「クールシェア」運動を促進します。

●マイうちわ、打ち水、葦簀（よしず）、簾（すだれ）等の利用によるエコライフ（環境にやさしい生活）を啓発します。

施策④　気候変動への適応

気候変動への適応として、暑さへの適応（熱中症対策）、感染症への適応（感染症対策）、災害への適応（災害対策）、農業における適応を進めます。

（暑さへの適応（熱中症対策））

- ●熱中症対策として、予防グッズの配布や貸出し、予防法や熱中症になった際の対応を周知します。
- ●冷却ミストの設置やクールスポットの設置を継続します。
- ●熱中症警戒アラートや暑さ指数（WBGT）を周知し、熱中症警戒アラート発表時は、防災無線等により速やかに市民・事業者へ伝達します。
- ●高齢者への声掛け体制づくりや、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）などの設置を行います。



熊谷駅正面口冷却ミスト装置

（感染症への適応（感染症対策））

- ●感染症リスクについての情報提供を行い、健康被害の発生を抑止します。
- ●蚊が媒介する感染症の発生を確認した際は、速やかに情報発信を行うとともに、発生が疑われる場所では蚊の駆除を行います。



厚生労働省作成の啓発ポスター
出典：厚生労働省 HP

（災害への適応（災害対策））

- ●熊谷市防災ハザードマップ、洪水対応タイムライン（防災行動計画）など災害発生に備えるための情報や、自主防災組織の必要性の発信、防災訓練、防災教育を行い、防災意識の向上を図ります。
- ●国や県と連携し、河川整備を進めます。
- ●渇水や、集中豪雨・台風等など、災害情報を速やかに発信します。
- ●避難所における電源として、太陽光発電や蓄電池を設置します。
- ●渇水対応タイムライン作成を見据え、渇水時における被害軽減のための対応を検討します。

●渇水時、水質悪化によるムサシトミヨの生息環境への影響が出ないよう、対応を検討します。

●避難行動要支援者（災害時要援護者）の情報を整備し、災害発生時の避難支援を進めます。（再掲）

（農業における適応）

●高温対策として、気候変動に適応した営農技術や、高温耐性品種の普及を行います。

●南方系病害虫や外来種など、侵入害虫・害獣に対する情報収集・注意喚起を行います。

●ICT 技術を活用し、渇水に強い農業用水の管理システムの導入を検討します。



熊谷市防災ハザードマップ

基本方針Ⅰ－４　環境に配慮した産業の推進

◆関連する SDGs



本市では、「熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例」に基づき、公害防止協定の締結や太陽光発電設備設置奨励金による支援を行っています。また、環境保全型農業への支援や、地産地消の推進、地域環境資源を活用したまちづくり、産学官の連携、環境負荷の少ない経済活動への転換など、環境に配慮した製品やサービスの提供を推進してきました。

これらの施策は地球温暖化対策にも効果があることから、引き続き、地域資源を活用した取組を支援し、産学官の連携を推進します。

施策①　地域資源を活用した取組の支援

地元の産業、地域の産品、歴史文化資源の活用は、地域の活性化のほかに、移動や輸送に伴う温室効果ガス排出量の削減といった、環境に良い効果があります。そこで、環境に配慮した団体・事業者への支援、地産地消の推進、地域環境資源を活用したまちづくりを継続します。

（環境に配慮した事業者への支援）

- ●環境に配慮した新製品の開発に意欲的に取り組む事業者を支援し、地域の活性化と環境の向上の両立を図ります。
- ●公害防止協定の締結を条件に、市内に立地する事業者に対して、奨励金を交付します。
- ●再生可能エネルギーの開発・利用促進を図る事業者を支援します。
- ●環境に配慮した先進的営農活動を支援し、特別栽培農産物認定事業（低化学肥料、低農薬による農産物の栽培）により、環境保全型農業を支援します。
- ●環境技術の研究を意欲的に行っている市内事業者に対する支援を行います。

（地産地消の推進）

- ●生産地から消費地への輸送に伴うエネルギー消費量削減の観点から、消費者と生産者の交流会や産業祭などのイベントを通し、地域の農産物を地域内で消費する地産地消を推進します。

（地域環境資源を活用したまちづくり）

●歴史や文化資源等を活用したまちなみを整備し、地域環境資源に親しめるまちづくりを推進します。

●本市の伝統行事である「熊谷うちわ祭」や「熊谷花火大会」などの充実に努めるとともに、歴史的建造物の保全や周辺整備を行い、観光資源や環境資源のネットワーク化を図るなど、歴史文化に親しめるまちづくりを推進します。

施策②　産学官の連携推進

環境に関する研究について、産学官の連携を進め、企業と大学の連携による、新しいアイデアや技術の共有、大学における研究成果の企業での応用を促進し、地域の活性化と環境課題の解決の両立を目指します。

（環境に関する研究の推進）

●「熊谷市産学官連携に関する基本協定書」に基づき、市内企業や立正大学と協働して、環境問題、地球温暖化対策、ヒートアイランド現象への対策等の研究を推進します。



熊谷うちわ祭

出典：熊谷市ホームページ

基本方針Ⅰ－５　良好な都市環境の創造

◆関連する SDGs



本市では、「熊谷市景観計画」の策定、景観誘導地区の設定、自転車の利用促進、バリアフリーの推進、「熊谷市緑の基本計画」の策定、生産緑地の指定、緑地の保全・創造、壁面緑化など、都市環境の改善を進めてきました。

特に、緑地の保全・創造は、温室効果ガスの削減に効果があり、「ゼロカーボンシティくまがや」の実現にもつながります。市では、環境配慮型の都市を保全・形成する取組の推進、緑地の整備、緑と親しむ場の創出を継続し、良好な都市環境の創造と「ゼロカーボンシティくまがや」の実現を目指します。

施策①　環境配慮型の都市を保全・形成する取組の推進

良好な都市景観の保全・形成、環境に配慮したまちづくりの推進により、緑と調和した都市景観や、環境配慮型都市の保全・形成とともに、温室効果ガス排出量の削減を行います。

（良好な都市景観の保全・形成）

- 景観の形成に関する方針等を定めた「熊谷市景観条例」及び「熊谷市景観計画」に基づき、先導的に景観形成に取り組む地区として選定した中心市街地地区や聖天山周辺地区をはじめとして、住宅地や田園・丘陵地等において緑と調和した良好な景観の保全・形成を推進します。
- 「都市計画マスタープラン」に基づき、楽しく回遊できる都市環境の形成と、生活環境としての魅力アップを推進します。

（環境に配慮したまちづくりの推進）

- まちなかの利便性を向上するために、「熊谷市バリアフリー基本構想」に基づき、熊谷駅周辺及び籠原駅周辺を重点整備地区とし、駅や道路、民間も含む建築物や公園、駐車場のバリアフリー化に取り組みます。
- 「熊谷市自転車活用推進計画」に基づき、自転車通行空間の整備、シェアサイクル事業の促進、通勤・通学における自転車の活用、交通安全教育の充実など、自転車利用を促進します。

●優良な市街地開発を推進するために、優良建築物等整備事業の施行者に対して、事業費の一部を補助します。
●都市のコンパクト化と公共交通網の再構築（コンパクト・プラス・ネットワーク）により、各地域の機能の分担や相互補完を進め、環境に配慮したまちづくりにつなげます。
●再生可能エネルギーや蓄電池の導入を促進し、エネルギーの地産地消を目指します。
●宅地開発において、先進的な環境技術の導入や緑陰の活用による街区レベルでのエネルギーの効率的な利用を目指すスマートエコタウンづくりなどを通じて、先進的な省エネ住宅の普及促進及びヒートアイランド対策を考慮した取組への支援を行います。（再掲）

施策②　緑地の整備

樹林は温室効果ガスの吸収に効果があり、また生物多様性においても重要な環境となります。また、緑のカーテンは建物内の気温上昇を抑制し、空調に使用するエネルギーの削減に効果があります。そこで、緑地の保全・緑化の推進、新たな緑地の創出を進めます。

（緑地の保全・緑化の推進）

●「熊谷市緑の基本計画」に基づき、緑地の保全及び緑化を推進します。
●農業基盤の整備や新たな担い手育成等により農地を保全し、農地の持つ機能（食糧生産、二酸化炭素の固定、生態系、景観等）を維持します。
●生産緑地制度の適切な運用により、良好な都市環境の形成を進めます。
●緑地を適正に保全するため、緑地協定制度を推進します。
●まちなかの緑化や良好な景観の創出のため、生垣の普及を図ります。
●民間施設の屋上緑化や壁面緑化の支援・誘導を行います。
●講習会や野外活動を通じて、緑地保全や緑化推進の普及啓発を行います。
●山間地域の自治体と連携し、森林整備の支援によるカーボンオフセットを検討します。
●緑の保全・創出は、景観の保全とともに二酸化炭素の吸収による地球温暖化の抑制や、蒸散作用・断熱効果等によりヒートアイランド対策に有効であることを啓発し、市民の緑化活動に対する関心及び理解の向上を図ります。

（新たな緑の創出）

●公共施設、学校等における屋上緑化、壁面緑化、緑のカーテンの設置を継続します。
●学校などの公共施設や工場及び事業場の敷地内の緑化を推進します。
●道路緑化や植樹による緑陰の創出などに努めます。

施策③　緑と親しむ場の創出

身近な緑は、生活に潤いと安らぎを与えるだけでなく、二酸化炭素の吸収源として温暖化対策、蒸散作用によるヒートアイランド現象の緩和、土壌の保水機能による防災機能、生物多様性の維持機能など多様な機能を有することから、緑と親しむ仕組みづくりを進めます。

（緑と親しむ仕組みづくり）

- ●市民が主体的に公園を守る取組を推進することにより、身近な緑に親しめる場の創出に努めます。
- ●都市公園、子供広場等において、既存樹木の維持管理を行うとともに、新たな植樹を行います。
- ●緑の保護意識や公園への親しみを育むため、公園樹木への樹名板の設置を継続して行います。
- ●「人生記念樹」の頒布、「みどりの集会」等を通して家庭での緑化推進の啓発に努めます。



江南行政センターで実施している緑のカーテン

基本方針Ⅰ－6　循環型社会の構築

◆関連する SDGs



本市では、循環型社会の実現のため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（10 年間の予想計画）」並びに「一般廃棄物処理実施計画（単年度計画）」に基づき、ごみの排出量、収集方法、施設の整備等を定め、ごみ処理施策を計画的に推進しています。また、5R（リフューズ（不要なものを断る）、リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（繰り返し使う）、リペア（修理して使う）、リサイクル（再生利用））運動の推進のほか、ごみの排出抑制・資源化などによるごみの減量、不法投棄対策、食品残渣、し尿汚泥などの堆肥化や焼却灰の原料化などを進めてきました。

これらの施策の結果、「市民１人１日当たりのごみの排出量」などの指標は改善していますが、目標達成には至っていない状況であり、今後も改善に向けた取組が必要です。

市では引き続き、廃棄物の発生の抑制・再利用の促進、不法投棄対策を推進します。

施策①　廃棄物の発生の抑制・再利用の促進

5R 運動の推進、ごみの適正処理、ごみの排出抑制、ごみの資源化により、市内で発生するごみの減量を促し、ごみを処分する際に発生する温室効果ガスの削減を進めます。

（5R 運動の推進）

- ５R 運動の推進、普及啓発を継続し、家庭や事業所から排出される一般廃棄物の削減を図ります。
- リターナブル瓶や詰め替え容器などリユース商品の利用、フリーマーケットやリユースショップ等の店舗の利用を推奨します。
- 破損したものについても可能な範囲で修理をしての使用を推進し、物を大切にする心を育てます。
- 市民のリサイクル活動を支援し、資源回収の更なる促進を図ります。
- ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組む小売店を、「熊谷市エコショップ」として認定し、積極的な利用を促します。

●事業者に対しレジ袋の削減を呼びかけ、また、市民に対しマイバッグやマイボトルの普及推進を図り、プラスチック製品の消費削減を進めます。

（ごみの適正処理）

●資源物の分別の徹底を図りリサイクルとごみの適正処理を推進します。

●空き缶やたばこの等のポイ捨てをなくすため、「熊谷市路上等の喫煙及び吸い殻の散乱の防止に関する条例（通称：路上喫煙マナー条例）」の周知やマナーの向上に努めます。

（ごみの排出抑制）

●コンポストや生ごみ処理機による自家処理や堆肥化の普及啓発、ダンボールコンポスト基材の無料配布を継続して実施します。

●フードロスの削減、フードドライブの普及啓発を行います。

●剪（せん）定枝等の木質ごみの減量のための支援策を推進します。

（ごみの資源化）

●大里広域クリーンセンターで行っている、不燃ごみからの有価物（鉄、アルミニウム等）の回収・資源化を継続します。

●小型家電リサイクルの取組を継続します。

●食品残渣やし尿処理後の汚泥、畜産系廃棄物、稲わら・麦わら等、可燃ごみ焼却灰の資源化を継続します。

●廃食用油のリサイクル（燃料化）を促進します。

●プラスチック使用製品等の分別収集について検討します。

●メタン発酵バイオガスなど、廃棄物由来の未利用エネルギーの導入を検討します。



ダンボールコンポスト普及講座の様子

施策②　不法投棄対策の推進

廃棄物の不法投棄は多くの環境問題を引き起こします。廃棄物の適正な処理や、環境美化、資源循環の推進に向け、産業廃棄物対策や、その他の不法投棄対策を行います。

（産業廃棄物対策）

- ●不法投棄されている産業廃棄物の山の解消に向けて、国・県に強く要請するとともに、さいたま環境整備事業推進積立金（通称・けやき基金）の活用等を検討します。
- ●新たな産業廃棄物の山を作らせないために「環境美化推進員」等からの通報体制の整備や関係行政機関と連携した不法投棄監視パトロールを継続します。
- ●事業活動に伴い発生する廃棄物に関して、一般廃棄物と産業廃棄物の分別や適正処理の方法等の指導を事業者に対し行います。
- ●不法投棄の早期発見等を図るため、環境美化推進員以外にも警察、消防、郵便局、新聞店等との協力体制を構築します。

（その他の不法投棄対策）

- ●家電製品等の不法投棄をなくすため、不要家電のリサイクルや処分方法を周知します。
- ●「熊谷市土砂等のたい積に関する条例」に基づき、無秩序な土砂の堆積を規制するとともに、不法投棄の防止と生活環境の保全を推進します。
- ●空き地の適正管理を指導し、雑草の繁茂を防止することにより廃棄物等の放置を未然に防止するとともに、美観の向上を図ります。

2. 環境目標Ⅱ　環境の保全・創造に寄与する人を育てます

基本方針Ⅱ-1　環境意識の啓発

◆関連する SDGs



本市は、これまで街中や河川敷での清掃活動、放置自転車対策として立哨（しょう）指導、犬のふん対策としてプレートの配布、市報やホームページ、SNS、熊谷駅構内のデジタルサイネージ、地域の情報・サービスを提供する地域ポータルサイト等の各種メディアを活用し、環境情報の周知、里山ウォーキングやくまがやエコライフフェアの開催など、環境意識の啓発につながる活動を行ってきました。

このような環境意識の啓発は、身近な環境の保全ばかりでなく、地球温暖化対策や「ゼロカーボンシティくまがや」の実現にもつながります。

市では、引き続き、環境美化の推進、環境情報の発信、環境に配慮した行動の普及啓発を進めます。

施策①　環境美化の推進

環境美化は、美観の向上にとどまらず、観光客の誘致、心理的健康への好影響など、人々の生活、社会に良い影響をもたらします。また、地域での環境美化活動は地域の結束力を高めることにもつながります。市では、環境美化活動の推進、環境美化モラル意識の啓発を継続します。

（環境美化活動の推進）

- 「花いっぱい運動」や「ゴミゼロ運動」といった市民の自発的な参加により展開される美化活動のよりいっそうの活性化を促します。
- きれいな水辺環境を創出するため、市民の自発的な参加による河川の清掃活動を推進し、美化活動に努めます。
- 空き家の放置は、景観の悪化のみならず、防災、防犯、安全、衛生等、生活環境全般に悪影響を及ぼします。市では「第２次熊谷市空家等対策計画」に基づき、「発生予防」「適切な管理の促進」「流通・利活用の促進」の視点から、施策を行います。

（環境美化モラル意識の啓発）

●空き地の適正管理を指導し、雑草の繁茂を防止することにより廃棄物等の放置を未然に防止するとともに、美観の向上を図ります。（再掲）

●放置自転車の防止対策として、立哨指導や放置自転車等の撤去を継続します。

●飼い主のいない猫の無料不妊手術を推進します。

●犬のふんの適切な処理対策として、啓発用プレートや回覧用チラシを作成するほか広報等で周知するなど、飼い主に対して注意を促します。

●空き缶やたばこ等のポイ捨てをなくすため、「熊谷市路上等の喫煙及び吸い殻の散乱の防止に関する条例（通称：路上喫煙マナー条例）」の周知やマナーの向上に努めます。（再掲）

施策②　環境情報の発信

環境情報の提供による意識の啓発、行政による環境活動の率先行動を行うことで、多くの市民の環境意識の向上を促し、良好な環境の保全・創造につなげます。

（環境情報の提供による意識の啓発）

●市報やホームページ、地域の情報を発信する地域ポータルサイト等の各種メディアを活用し、市民が必要とする環境情報を広く周知します。

●環境白書等により、市の環境の現状に関する情報の提供を、継続して行います。

●宅配講座等により、最新の環境情報の提供と環境に関する意識の啓発を、継続して行います。

●各種イベントにおいて、環境保全意識の普及啓発を図ります。

（行政の環境活動の率先行動）

●市職員は「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に従い、率先して環境への配慮行動を実践し、取組の状況を公表します。（再掲）

施策③　環境に配慮した行動の普及啓発

自然環境と触れ合う機会の確保、資源を大切にする行動の啓発、緑化活動の啓発を行い、環境に配慮した行動の普及啓発を進めます。

（自然環境との触れ合う機会の確保）

●環境保護・保全の意識の向上を促すため、自然観察会や自然体験など、市民が身近な自然と触れ合うことのできる機会を設けます。

●市民に、身近な河川や池沼を維持・保全する意識を抱いてもらうきっかけとなるよう、水辺に触れ合える機会を設け、情報を発信します。

（資源を大切にする行動の啓発）

●「くまがやエコライフフェア」や「リサイクルフェア」等を通じ、マイバッグの利用等、市民に対して資源の有効活用の実践を啓発します。

●環境の保全と創造にかかる自主的な活動に特に顕著な功績があり、広く市民の模範となる者に対し、「熊谷環境賞」を授与し、環境保全意識の向上、啓発を図ります。

●「環境美化推進員」制度を継続し、ごみの適正排出の指導及びごみの減量化、資源化の推進などの普及啓発を図ります。

●市民が水に関する関心を持ち、理解を深めるために、水の大切さの啓発や節水意識の高揚を図る機会を設けます。

（緑化活動の啓発）

●緑の保全・創出は、景観の保全とともに二酸化炭素の吸収による地球温暖化の抑制や、蒸散作用・断熱効果等によりヒートアイランド対策に有効であることを啓発し、市民の緑化活動に対する関心及び理解の向上を図ります。（再掲）



くまがやエコライフフェア



リサイクルフェア

基本方針Ⅱ-2　環境教育・環境学習の推進

◆関連する SDGs



本市では、これまで子供を対象とした、環境教育プログラム、環境学習会、環境ポスター作品展、「こどもエコクラブ」への活動支援、学校ビオトープづくり、大人を対象とした環境教育講座、環境学習などを行ってきました。

環境への配慮や地球温暖化対策には、市民一人一人が環境問題を正しく理解し、環境や地球温暖化対策に配慮した行動を実践する必要があります。

市では、引き続き、環境教育・環境学習の推進を行います。

施策①　環境教育の推進

子供たちへの環境教育を通じて、将来世代の環境意識の向上を図り、環境保全や地球温暖化についての行動変容を促します。

（子供たちの環境教育の推進）

- ●環境に関する講座、環境関連施設の見学並びに自然や水辺の観察会などを継続し、子供たちの環境保全の意識を啓発します。
- ●研究発表会や表彰制度などにより、学校での環境教育を更に推進します。
- ●学校や地域社会で行う「こどもエコクラブ」の活動を支援します。
- ●子供たちが身近な自然との関わりを持ち、生物多様性の大切さを学べるよう、学校ビオトープの設置拡充を図ります。

施策②　環境学習の推進

多くの市民を対象とした、生涯学習活動における環境学習の推進により、環境問題や地球温暖化対策に対する知識を普及し、日常生活の中で環境に配慮した行動を促します。

（生涯学習活動における環境学習の推進）

- ●生涯学習拠点施設を利用した環境学習活動を推進します。
- ●多くの人が環境学習の機会を持てるよう、環境学習講座や宅配講座等を更に拡充します。

●地域の大学やNPO等との連携による環境公開講座等を開講し、市民の環境への理解を深める学習機会の充実を図ります。

●各種イベントにおいて、環境保全意識の向上、啓発を図ります。



小学校で行われているムサシトミヨ調査の様子



くまがやエコライフフェアでエコドライブについて学ぶ親子

基本方針Ⅱ-3　協働による環境活動の推進

◆関連する SDGs



本市では、これまで県や市民団体との協働による道路清掃活動や、自治会等における「ごみゼロ運動」への協力、市民団体への活動支援など、市民との協働を行ってきました。

環境問題の解決、地球温暖化対策、地域環境資源の保全・創造・将来世代への引継ぎのため、市民、事業者、環境団体、市等のパートナーシップのもとで、お互いの特性を活かして役割を分担し、主体的に行動を実践することが必要です。

市では、引き続き、環境活動団体や地域での環境活動の支援、環境活動のパートナーシップの拡充を行います。

施策①　環境活動団体や地域での環境活動の支援

環境活動におけるノウハウの蓄積、人材の育成のため、環境活動の支援、環境活動リーダーの育成を継続します。

（環境活動の支援）

- ●市民の自主的な取組を促すため、地域や環境団体による環境保全活動を支援します。
- ●それぞれの地域が環境活動を展開できるよう、地域コミュニティにおける環境活動を積極的に支援します。
- ●彩の国ロードサポート制度を活用し、環境団体と市と県の協働により、快適で美しい道路環境づくりを進めます。
- ●環境活動を行う人材や団体･事業者の情報を集約し、必要とする人や団体等とのマッチングを行います。
- ●「熊谷市民公益活動促進事業ステップアップ助成金」を活用し、市民活動の活性化を進めます。
- ●環境技術の研究を意欲的に行っている市内事業者に対する支援を行います。（再掲）

（環境活動リーダー）

●環境活動の活発化を図るために、活動の中心となりリーダーシップを発揮できる人材発掘や人材育成のため、大学、企業、NPO 等と連携し、環境リーダー養成講座を開催します。

●自然観察会、環境講座の講師や、環境に関する相談など、地域の求めに応じて環境リーダーを紹介します。

施策②　環境活動のパートナーシップの拡充

交流の場の創出、協働による取組の推進により、市と市民団体とのパートナーシップを拡充し、効果的な環境対策や、環境に配慮した行動の普及啓発を行います。

（交流の場の創出）

●環境ボランティアや環境カウンセラー等、環境関係指導者の登録制度を創設し、指導者同士の交流や情報交換の場を整備します。

●市の市民活動支援センターを活用し、環境保全団体の活動をサポートします。

●SNS 等を活用して、環境保全に取り組む市民団体間の交流を深めます。

●地域の環境保全団体の活動を市の HP などで公表し、環境保全活動の活性化を促します。

●市内の環境保全団体等を対象とした、環境保全活動の発表会などのイベントを開催し、市民、企業及び環境保全団体の交流と協力を促します。

（協働による取組の推進）

●各種協議会の協働による環境の取組の推進を図ります。

●民間資金の活用による市民の環境活動を継続して支援します。

●環境課題の解決に向けた、啓発キャンペーンやイベントにおいて、企画段階から市民団体や事業者との協働を進め、パートナーシップの拡充に努めます。

●市民団体などが実施する環境関連イベントの支援とともに、より多くの市民の参加を促し、環境問題に興味を持つ市民を増やします。

●「熊谷市産学官連携に関する基本協定書」に基づき、市内企業や立正大学と協働して、環境問題、地球温暖化対策、ヒートアイランド現象への対策等の研究を推進します。（再掲）

3. 環境目標Ⅲ　環境負荷の少ない安全で住みよいまちを目指します

基本方針Ⅲ－１　快適な生活環境の確保

◆関連する SDGs



快適な生活環境を確保するためには、大気汚染や水質汚濁、騒音・振動、悪臭などの公害の発生を抑制する必要があります。

本市ではこれまで、公害の発生を抑制、発見、防止するために、工場及び事業所への立入検査などを行ってきましたが、公害の未然防止と汚染物質の削減対策に、更に力を入れて取り組み、安全で快適な生活環境の確保に努めます。

施策①　公害の防止

公害防止協定の締結や工場及び事業場への立入検査を行うことにより、適切な管理体制を整備・保持していくことが必要となります。

（公害防止協定締結・立入検査）

- ●公害の防止や環境負荷の低減を図るとともに、事業者の環境保全活動を促進し、健全で快適な環境を確保することを目的として、市内の工場及び事業場との公害防止協定を締結します。
- ●各種公害防止法令に基づき、工場及び事業場に対する立入検査を継続して実施し、監視・指導を行います。

施策②　大気汚染対策

大気汚染の対策としては、汚染物質の排出源である固定発生源（工場及び事業場等）と移動発生源（自動車排出ガス等）への対応が必要となります。

（大気汚染の監視・指導）

- ●大気環境の実態把握のため、環境基準が定められている物質の監視測定を継続して行います。
- ●「大気汚染防止法」に基づき、特定施設の設置等に関する規制、指導を継続して行います。

●「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、指定ばい煙発生施設の設置等に関する規制、指導を継続して行います。
●「熊谷市ダイオキシン類排出抑制条例」に基づき、市が委嘱している「きれいな空気巡視員」による工業団地内の巡視を継続して実施し、生活環境を損なう不適切な焼却の早期発見に努めます。
●不適切な野外焼却を防止するため、パトロールを継続して行います。
●県の自動車使用管理計画制度の趣旨を活かし、自動車排出ガスの抑制を図る観点から、次世代自動車の導入等の取組について指導を行います。
●ノーカーデーについて市民や事業者への普及啓発を図ります。

施策③　水質汚濁対策

水質汚濁の対策としては、生活排水対策とともに工場及び事業場における排水対策を推進すること、及び水質の調査・監視の実施、用水の通年通水の継続、上流・下流地域との連携が必要となります。

（水質汚濁の監視・指導）

●河川・水路・地下水等の水質調査を継続して実施し、水質汚濁の状況を把握します。
●「熊谷市生活排水処理基本計画」に基づき、効果的かつ効率的な汚水処理施設の整備を進めます。
●公共下水道の整備推進を図り、農業集落排水施設の適正な維持管理を行います。
●汲み取り便槽または単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するため、設置者に費用の一部を補助します。
●浄化槽設置者に対し、保守点検、清掃、法定検査など適正な維持管理を指導するとともに維持管理費の一部を補助します。
●水辺景観の回復や悪臭防止のため、さらに良好な水質の確保のために、年間を通した用水路の通水を継続します。
●工場及び事業場の適正な排水対策についての情報提供を継続して行います。
●市有施設の排水処理施設は適正に維持・管理をします。
●「水質汚濁防止法」に基づき、特定施設の設置等に関する規制、指導を継続して行います。
●「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、指定排水施設の設置等に関する規制、指導を継続して行います。
●「下水道法」及び「熊谷市下水道条例」に基づき、特定施設の設置等に関する規制、指導を継続して行います。

●上流・下流に位置する市町村、国及び県、並びに河川管理者との連携を図り、広域的な対応をします。

●上流地域の河川環境の改善や森林整備の推進のため、市民や事業者のボランティア活動を支援します。

施策④　土壌汚染対策

土壌汚染の対策としては、新たに設置される、有害物質を使用する施設に対する地下浸透防止の措置とともに、既存の汚染を把握し拡散防止の措置を講じる必要があります。

（土壌汚染の監視・指導）

●「土壌汚染対策法」、「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、有害物質を使用する施設の廃止等が行われた場合に、土壌汚染状況調査に関する指導を継続して行います。

●「土壌汚染対策法」、「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、一定規模以上の土地の形質変更等に関する規制、指導を継続して行います。

（地下水汚染の未然防止）

●「水質汚濁防止法」に基づき、有害物質を使用する施設の設置が行われた場合に、地下浸透防止措置に関する指導を継続して行います。

施策⑤　騒音・振動対策

騒音・振動の対策としては、工場及び事業場への対応に加え、建設作業、道路交通に起因するものへの対応が必要となります。

（騒音・振動の監視・指導）

●騒音・振動の実態を把握するため、自動車騒音の測定を継続して行います。

●「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づき、特定施設の設置や、特定建設作業を実施する事業者等に関する規制、指導を継続して行います。

●「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、指定騒音・振動施設の設置や、指定騒音作業を実施する事業者等に関する規制、指導を継続して行います。

●「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、事業所等に対し、深夜の音響機器使用に関する規制等、指導を継続して行います。

●騒音・振動は市民生活に起因して生じるものもあることから、市民一人一人が周辺への影響に配慮した行動ができるよう啓発を行います。



騒音測定の様子

施策⑥　悪臭対策

悪臭の対策としては、工場や事業場ごとの事業形態に応じた臭いの発生メカニズムを把握し、原因の解消に向けた対応が必要となります。

（悪臭の監視・指導）

- 畜産施設や工場及び事業場に係る苦情が発生した場合は、「悪臭防止法」に基づき、臭気測定を行うとともに施設の改善や管理の適正化等の指導を行います。
- 畜産施設等については、臭気の発生しやすい時期を捉えて、臭気低減のための巡回啓発を行います。

基本方針Ⅲ－２　有害化学物質等の適正な管理

◆関連する SDGs



ダイオキシン類をはじめとする有害化学物質等は、大気や水、土壌といった私たちを取り巻く環境中に残留し、人体や生態系に重大な被害をもたらす可能性が指摘されていることから、適切に管理していくことが必要となります。

本市では、工場及び事業場における有害物質等の使用及び排出に対して、適切な管理が行われるよう指導を行うとともに、国や県と連携し環境中に含まれる物質の監視を継続して行います。また、環境汚染を未然に防止するために市民・事業者・市による情報の共有化を図ります。

施策①　ダイオキシン類対策

ダイオキシン類はビニール等を低温で燃やした際に発生し大気中に排出されることから、環境中の存在量を把握するとともに、発生源となり得る工場及び事業場や不適切な焼却に対して指導を行う必要があります。

（ダイオキシン類の監視・指導）

- 工場及び事業場からの排出ガス、大気、河川及び地下水のダイオキシン類の環境濃度を把握するため、継続して監視・測定を行います。
- 「熊谷市ダイオキシン類排出抑制条例」に基づき、「きれいな空気巡視員」をはじめとする市民の協力による監視活動を継続します。
- 工場及び事業場がダイオキシン類の排出の抑制に努めることができるよう、事業者等との情報の共有を図ります。
- 「熊谷市ダイオキシン類排出抑制条例」に基づき、工場及び事業場からの排出ガス中のダイオキシン類濃度の監視・測定を行うとともに規制・指導を行っていきます。
- 一定規模以上の廃棄物焼却施設の新規の設置に関して「熊谷市廃棄物焼却施設の設置等に関わる紛争の予防及び調整に関する条例」に基づき、地域住民、事業者、市の三者間で調整を図り、排出抑制のための取組を継続して推進していきます。

●家庭用小規模焼却炉の無料回収を行い、焼却施設数の減少を推進することで、ダイオキシン類の排出総量を削減します。

施策②　アスベスト対策

アスベストは過去に建造物等の耐火、耐熱の目的に使用された物質であり、現在は使用を禁止されているものの、建造物の一部として多くが残存しています。このため、建造物の改修や解体、または破損等に伴って飛散することの無いように、適切な管理が必要となります。

（アスベストの監視・指導）

●「大気汚染防止法」に基づき、アスベストを含有する建築物の除去工事を実施する事業者に対して、大気中への飛散防止対策の徹底や適正な処理の指導を行います。

●県と連携して大気中のアスベスト濃度やアスベストに関する情報等について、県ホームページで周知します。



アスベスト除去の立入検査の様子

施策③　有害化学物質等の排出抑制

有害化学物質を摂取することは人の健康に悪影響を及ぼす可能性があることから、環境中の有害化学物質量を把握するとともに、使用する際には適切な使用量、使用方法を理解し、管理していく必要があります。

（有害化学物質等の監視・指導）

●有害化学物質等による汚染が危惧される場合には、調査・測定を実施します。

●低化学肥料、低農薬による農産物の栽培を推進することにより、環境保全型農業を推進します。

●市民への合成洗剤、殺虫剤、除草剤等の適正使用を呼びかけます。

●化学物質の適正管理のため、市民や事業者に対する情報提供を行います。

施策④　放射性物質対策

環境中に放出された放射性物質は時間の経過とともに減少していきますが、高濃度の放射性物質に触れることは人の健康を害することになるため、放射性物質の測定や除染を行っていく必要があります。

（放射性物質の測定・公表）

●保育所、幼稚園及び小・中学校の校庭、市庁舎並びに公園等の市有施設で、空間放射線量の測定を実施し、市ホームページで測定結果を公表します。

●市が管理する施設等について、自治会などの市内の公益を目的とする団体からの測定の要望があった場合には、職員が測定を行います。

●市民が測定した場所が市の定める除染基準値（毎時 0.23 マイクロシーベルト）を超えている場合には、職員が再測定を行います。

●市有施設において、除染基準を超える放射線量が確認された場合には、速やかに除染を行う等、適切な対応を行います。



放射線測定器

4. 環境目標Ⅳ　環境資源を大切にするまちを創ります

基本方針Ⅳ－１　豊かな自然環境の保全・創造

◆関連する SDGs



本市は、荒川や利根川、その他多くの河川、水路、池沼、地下水、湧水など豊富な水資源に恵まれているほか、南部地域に広がる平地林や斜面林など変化に富んだ環境を有しています。

このような豊かな自然環境は、私たちの生活に潤いを与えるとともに、動植物の生息環境にとっても大切なものです。本市には、ムサシトミヨに代表される希少な動植物が多くみられますが、都市化の進行によりこれらの貴重な生育環境が失われつつあります。

本市ではこれまで、ムサシトミヨやホタルの保護活動とその支援、アライグマをはじめとする外来生物の防除を行ってきましたが、生物多様性の重要性を再認識し、良質な水環境と里山及び樹林地の保全・創造に努めます。

施策①　水循環の確保

生物の多様性の観点からも、多様な野生生物の生息・生育環境の確保や水循環の確保は重要なものです。

（水循環の確保）

- ●三面コンクリート護岸を見直し、多自然型護岸の整備を推進することにより、多様な野生生物の生息・生育環境の確保に努めます。
- ●雨水浸透桝（ます）の設置協力を推進します。
- ●開発許可に当たっては、雨水流出抑制施設の設置を指導します。
- ●歩道部や公共施設などで、透水性舗装工事の導入を推進します。
- ●保水・遊水機能をもつ農地の保全に努めます。
- ●湧水復活のための調査研究を推進します。

施策②　里山・樹林地の保全

里山や樹林地を保全していくことで、本市の豊かな自然環境の保全・創造を行います。

（里山・樹林地の保全）

- ●里山の重要性を啓発していきます。
- ●所有者と地域住民及びボランティア等が実施する里山の保全に協力していきます。
- ●環境学習、生涯学習の場として里山を活用し、自然と親しむ場の創出に努めます。
- ●動植物や昆虫等多様な生物が生息する里山の自然環境の保全と復元を推進します。
- ●里山の資源の有効活用に取り組みます。
- ●里山への不法投棄防止に努めます。
- ●雑木林、社寺林、屋敷林などの小規模樹林地の保全と拡大により、生物の生息環境の確保に努めます。
- ●荒川・利根川を中心とした生き物の生息環境の水辺や樹林、これらの間に点在する屋敷林などの小規模な樹林の保全に努めます。
- ●平地林、斜面林、屋敷林など、市街地周辺に分散している生き物の生息環境の中で、とくにまとまった樹林地を形成し、多様な生物が生息している荒川南部を中心とする地域の自然環境の保全に努めます。

施策③　動植物の保護及び生育環境の保全

2023（令和５）年３月 31 日に第六次戦略「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定されるなど、近年、生物多様性の重要性は増してきています。

（生物多様性の確保）

- ●希少野生動植物の生息・生育環境を保全します。
- ●希少な野生生物をはじめとする動植物の保護団体の活動を支援します。
- ●希少な野生生物をはじめとする動植物の保護の重要性について啓発の取組を推進します。
- ●生物多様性国家戦略を踏まえ、市域全体における動植物生息・生育状況の調査に関する情報の整理を進めます。
- ●ムサシトミヨ生息地周辺の小中学校等に増殖池を整備し、環境教育・学習を目的とした児童・生徒による保護増殖活動の支援を継続して行います。
- ●個体数減少の原因究明と今後の保護のため、生息地の環境に関する調査を実施します。
- ●希少野生生物の種としての保護のために、県と連携した事業を推進します。

●熊谷市ムサシトミヨ保護センターを拠点とし、「熊谷市ムサシトミヨをまもる会」をはじめとする環境保護団体及び一般市民などによる指定区域内の清掃、草刈りを支援し、あわせて保護意識の普及啓発を行います。
●元荒川の水質検査を定期的に行い、水質の監視に努めます。
●ホタルの保護活動を推進するとともに、ホタルの保護や観賞マナーなどの啓発の取組を推進します。
●「熊谷市ホタルの保護に関する条例」により、ホタルの保護の強化を継続します。
●ホタルの生息に支障がないよう、保護重点区域に新たに流入することとなる生活排水等の状況を把握していきます。
●「熊谷市ほたるを保護する会」によるホタルの発生数調査を行うとともに、ホタルやカワニナ捕獲防止パトロールを実施し、生息地の拡大に努めます。
●無秩序なホタルの放流を禁止し、遺伝子の撹乱の防止に努めます。
●講演会、シンポジウムの開催などホタルの保護に関する啓発活動を推進します。
●特定外来生物等の生息区域及び被害状況等の情報収集に努めます。
●特定外来生物等の対策の情報等の公表や、発見した際の行政機関への通報の啓発を行います。
●クビアカツヤカミキリの被害状況の情報を収集し、被害の拡大防止に努めます。
●オオクチバス等の放流禁止の啓発と徹底を、看板の設置等により図ります。
●特定外来生物の駆除や対策について周知を行います。
●県のアライグマ防除実施計画に基づく防除と情報の収集を行います。
●飼っている外来生物を野外に放さない等の啓発を行います。

施策④　自然環境のネットワークづくり

自然を身近に感じる環境づくりの推進に努めます。

（自然を身近に感じる環境づくりの推進）

●地域のオープンスペースとして、豊かな環境を結ぶ緑地や水辺空間の創出と、環境に配慮した水路・河川・道路・街区づくりを通して、自然を身近に感じる環境づくり（空間活用）を推進します。

基本方針Ⅳ－２　歴史・文化的環境の保全

◆関連する SDGs



本市には、平山家住宅などの建造物や多様な自然と一体となった歓喜院聖天堂・貴惣門や宮塚古墳等、数多くの歴史・文化遺産が文化資源として継承されています。

多様な自然を有する歴史・文化遺産は景観環境学習資源であるとともに、歴史的建造物とあわせて先人のかつての生活文化様式を学ぶことのできる貴重な財産です。私たちはこうしたものから郷土への誇りと愛情を持ち、伝統文化を大事にする心を醸成し、多種多様な歴史・文化遺産を将来へと引き継いでいかなければなりません。また、文化財を単体として点的に捉えるだけでなく、その周辺環境を含めて面的に保護することが必要です。

施策①　文化財の保護及び市史の編さん

貴重な文化遺産である文化財を後世に継承するとともに、市史の編さんにより本市の歴史を体系的にまとめ、将来の世代に伝えていくことは重要です。

（文化財の保護）

- ●貴重な文化遺産である文化財を後世に継承するため、周辺環境を含め、保存、公開、活用します。
- ●市内の文化財等文化遺産の歴史的価値の大切さを啓発し、情報発信します。

（市史の編さん）

- ●市史の編さんを通じ、市の広範な歴史を体系的にまとめ、情報を提供することにより、本市の歴史を将来の世代に伝えます。

施策②　伝統文化の保護・伝承

伝統文化を後世に継承し、本市の歴史を将来の世代に伝えていくことは重要です。

（伝統文化の保護）

- ●伝統文化の鑑賞や発表の場をつくります。
- ●伝統文化への理解を深めるため、多様な自然を有する歴史・文化遺産に触れたり、学習する機会の創出に努めます。
- ●伝統文化を受け継ぐ後継者育成活動を支援します。

5. 重点プロジェクト

地球温暖化の原因となる温室効果ガスは、日常生活や事業活動から必然的に発生するものです。温室効果ガス排出量を総合的に削減し、本市の地球温暖化対策の将来像を実現するためには、部門横断的かつそれぞれの主体の連携・協働による取組が重要です。

特に連携・協働が必要な事業を優先して取り組むべき重点プロジェクトと位置付け、取組を推進していきます。

重点プロジェクトの全体像

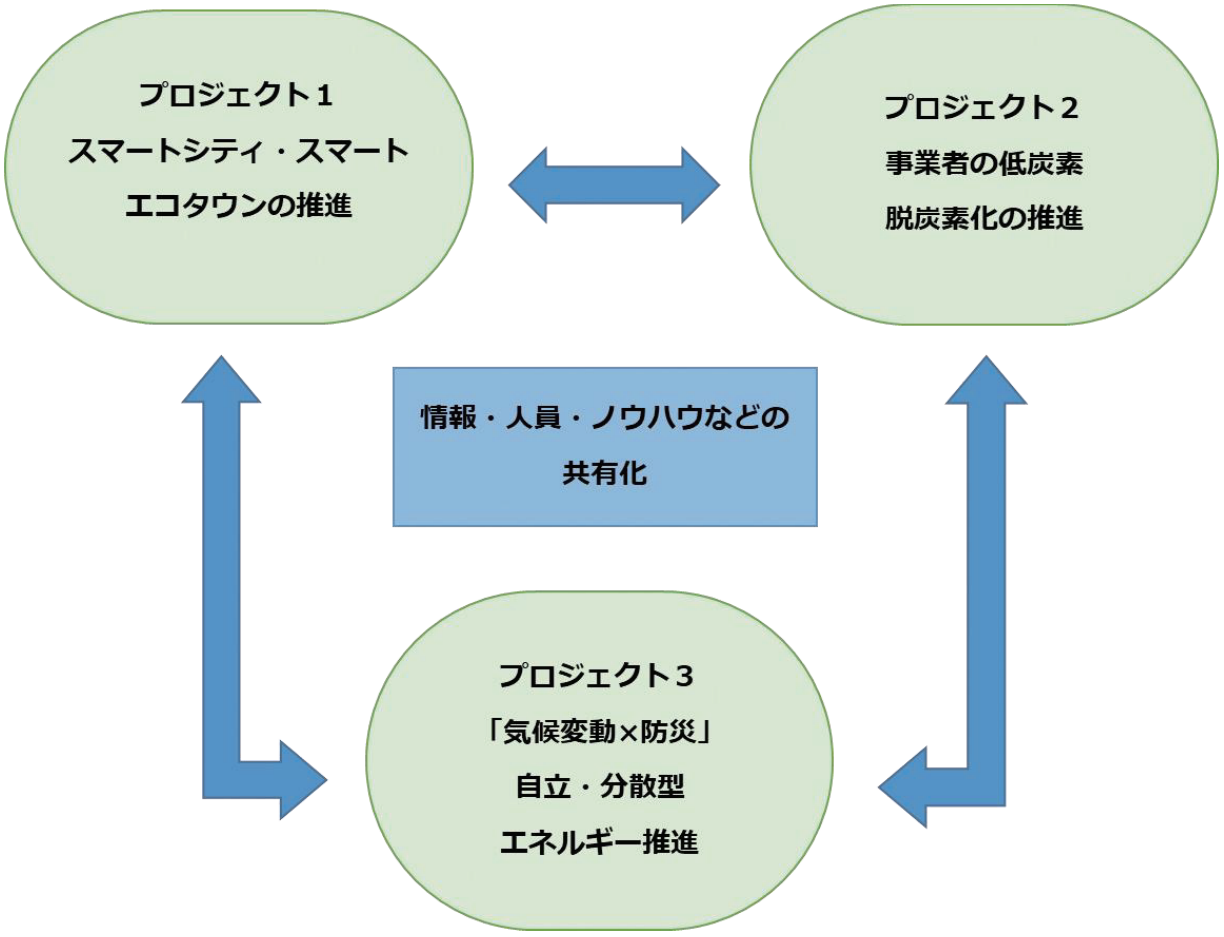

（1） プロジェクト１：スマートシティ・スマートエコタウンの推進

本市では、「熊谷スマートシティ実行計画」に基づき、「暑さに対応したまち」「モビリティ」「スポーツ・健康」の分野において、下表に示す様々な施策を行っています。

これらのうち、「暑さに対応したまち」、「モビリティ」には、地球温暖化対策や気候変動への適応に関する施策があり、本計画においても、スマートシティ・スマートエコタウンの推進による地球温暖化対策を進めます。

「熊谷スマートシティ実行計画」における主な施策の概要

暑さに対応したまち	展開方針「厳しい暑さに負けない快適で活力のあるまち」
	暑さ対策スマートパッケージの展開
	熊谷版スマートハウスの確立・普及
	都市環境シミュレーションを活用した街区設計
	地域電子マネーの導入による買い物負荷軽減と商業振興
	コミュニティポイントの導入による活力と賑わいの創出
モビリティ	展開方針「便利で快適な公共交通サービスが整備された回遊性の高いまち」
	ＡＩオンデマンドを含めたＭａａＳの導入検討
	コミュニティバス「ゆうゆうバス」の回数券の電子化
	人流データ分析によるまちの魅力創造と新たなモビリティサービスの検討
	電動アシスト付き自転車を活用したシェアサイクル事業（民間）との連携
スポーツ・健康	展開方針「市民だけでなく誰もが魅力を感じ訪れたくなるまち」
	パブリックビューイング等を活用した遠隔によるスポーツ体験
	スポーツ観戦前後も楽しめるまちづくり
	埼玉県の健康増進アプリを活用した健康増進

出典：熊谷スマートシティ実行計画

①　暑さに対応したまち

本市では、まちなかに設置した気象センサーのデータと、３D 都市モデルを活用した気象シミュレーション（風・温熱環境シミュレーション）による情報提供を行います。2024（令和６）年夏から、都市ポータルアプリ「クマぶら」により、ヒートエリアとなる、空間・時間や、日陰への迂回ルート、公共交通機関、休憩場所などの情報提供を行います。

また、３Ｄ都市モデル及び蓄積した都市環境データを活用し、気象状況に基づいた、風、緑陰及び熱シミュレーションを実施し、自然環境に融合する建物配置、植樹の配置等、暑さに対応したまちの街区設計に活用することで、暑い中でも快適に暮らせる都市環境を目指しています。



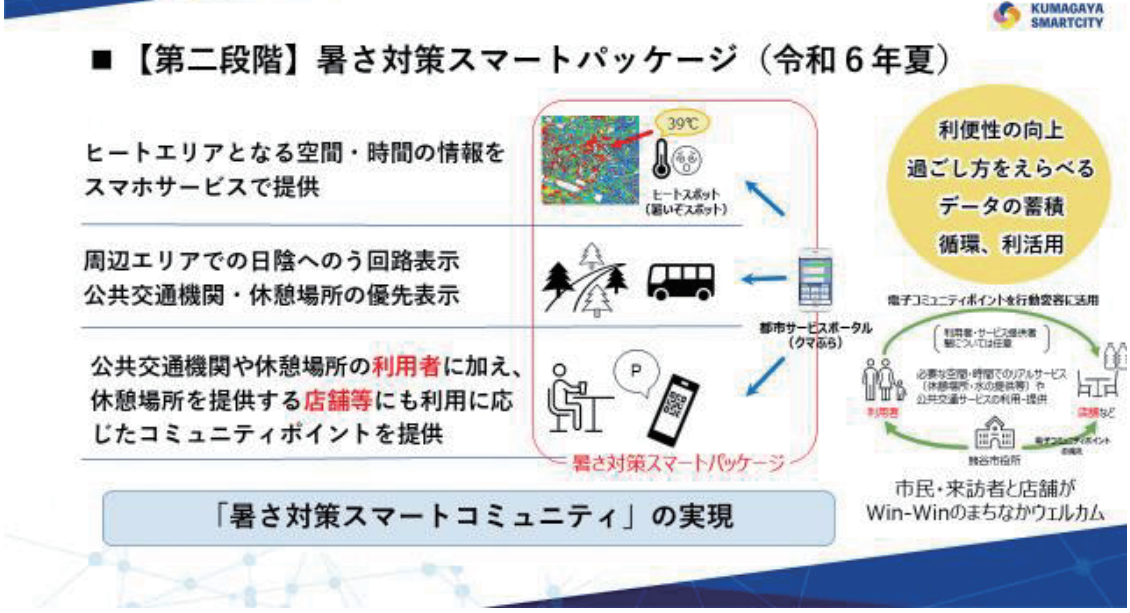

出典：熊谷スマートシティシンポジウム資料（熊谷市）

② モビリティ

a. 公共交通機関

本市は鉄道、路線バス、ゆうゆうバス及びタクシー等の公共交通に加え、福祉交通サービス、スクールバス、企業送迎バス及び移動販売など、多様な交通機関が運用しています。しかしながら、自動車依存度が高いため、公共交通に対する市民意識の醸成を促すよう、公共交通の利用啓発や、AI オンデマンド交通等の新たなモビリティの導入による MaaS の実現により、潜在需要を掘り起こしながら、過度な自動車利用から公共交通利用への転換を図ります。

また、既存の公共交通機関の補完や、まちなかの観光スポットへの回遊等にグリーンスローモビリティの導入を検討します。

基本方針ごとの評価指標と目標値一覧

基本方針	評価指標	現状値	目標値
地域公共交通の再編及び接続強化による利用しやすい公共交通網の構築を目指す	公共交通利用者数 ・鉄道日利用者数 ・路線バス年間利用者数 ・ゆうゆうバス年間利用者数	39,516 人/日 3,857 千人/年 201 千人/年	40,000 人/日 3,900 千人/年 210 千人/年
	ゆうゆうバスの収支率	20.2%	25.0%以上
	公共交通に満足している市民の割合	41.8%	55.0%以上
	乗継拠点・乗継ポイントでの待合空間の整備箇所数	6 か所	8 か所
輸送資源の総動員による持続可能な公共交通環境の構築を目指す	外出困難度	18.8%	15.0%未満
	デマンド交通等、新たな交通システムの導入地域	0 地域	1 地域
新たな需要を取り込むための他分野・産業との連携を目指す	商業施設等との連携による利用促進活動の導入件数	0 件	1 件
公共交通の利用促進、利便性向上のため、MaaS の実現等を目指す	利用促進イベントの実施	2 件	5 件

出典：熊谷市地域公共交通計画

b. 自転車

『第２章　脱炭素ロードマップ』の取組方針に記載のとおり、自家用乗用車における輸送量当たりの二酸化炭素排出量は 132g-CO_2/人 km（※）で、自転車への転換は二酸化炭素排出量の削減が見込まれることから、2022（令和４）年 10 月に「ゼロカーボンシティくまがや」を宣言したことを踏まえ、自転車の利用を促進します。

また、本市では、「熊谷市自転車活用推進計画」（令和４年３月、熊谷市）を策定しています。同推進計画を踏まえ、自転車通行帯の整備やシェアサイクル事業を促進します。

※ 国土交通省 HP　『運輸部門における二酸化炭素排出量』による

熊谷市自転車活用推進計画における施策体系

分野	方針	施策	
都市環境	自転車を活用した エコなまちづくりの推進	施策① 施策② 施策③ 施策④	自転車通行空間の整備 自転車通行空間ネットワークの構築 放置自転車対策 シェアサイクル事業の促進
健康増進	自転車を活用した 健康づくりの推進	施策① 施策②	自転車通行空間の整備（再掲） 通勤・通学における自転車の活用
観光振興	自転車を活用した 回遊性のあるまちづくりの推進	施策① 施策② 施策③ 施策④	自転車通行空間の整備（再掲） サイクリストの受入環境の整備 サイクルイベントの振興 市内サイクル観光スポットの広報・PR
安心・安全	誰もが安心・安全に 自転車を利用できる 環境づくりの推進	施策① 施策② 施策③ 施策④	自転車通行空間の整備（再掲） 交通安全教育の充実 安全な自転車利用の促進 災害時における自転車活用の推進

出典：熊谷市自転車活用推進計画

（2） プロジェクト2：事業者の低炭素・脱炭素化の推進

本市の二酸化炭素排出量は、工業プロセスを除くと約７割が産業部門と業務部門から排出されており、市域からの温室効果ガス排出量の削減のためには、市内事業者との連携・協働が不可欠です。

市内事業者に対し、省エネルギーや低炭素・脱炭素の取組に関する啓発や普及推進策を進めることで、事業者の省エネ化や低炭素・脱炭素化を促し、事業者から排出される温室効果ガスの削減を目指すとともに、本市の地球温暖化対策の将来像の実現に向け、パートナーシップの形成に向けた基盤整備を進めていきます。

●市内事業者との連携・協働の基盤整備

市内事業者に省エネルギーや低炭素・脱炭素の取組を波及させるため、市民活動団体や関連団体などとの連携・協働により、地球温暖化対策や低炭素・脱炭素経営に関する情報提供や勉強会、相談などを行っていきます。

また、事業者の取組意欲を高めるため、一定基準の取組を実践している事業者の登録・認定や優遇措置等、インセンティブ付与などの仕組みを検討します。

これらの取組により、市民団体や関連団体、事業者とのパートナーシップを形成し、将来的な事業者との連携・協働の取組を推進するための基盤整備を行います。

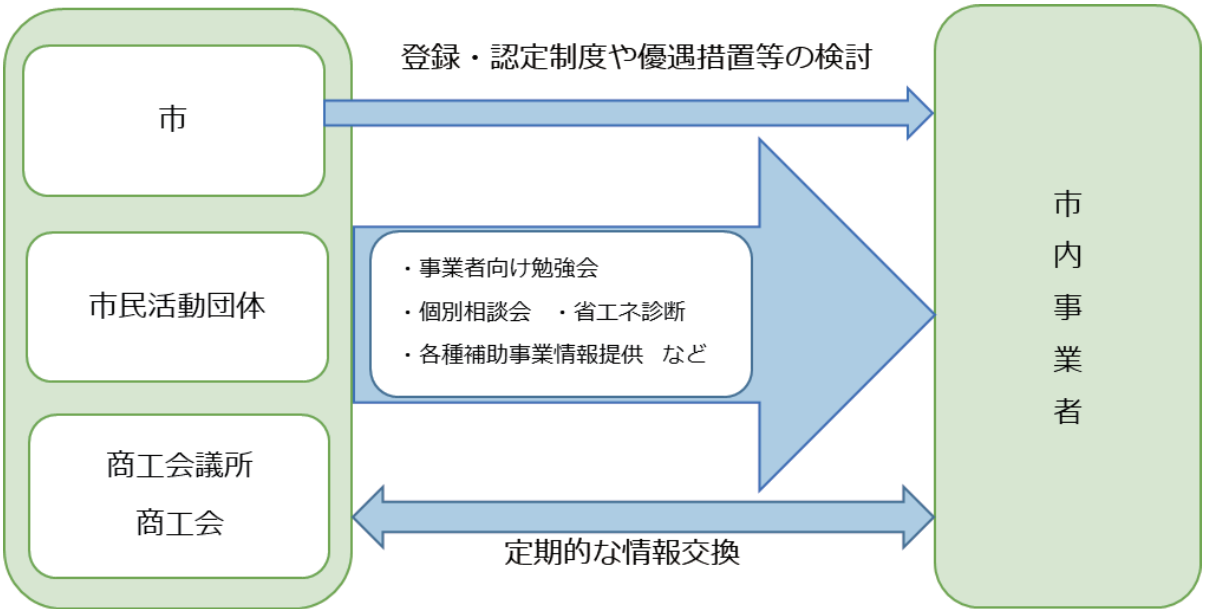

（3） プロジェクト３：「気候変動×防災」自立・分散型エネルギー推進

気候変動に伴う災害リスクが高まっていることから、まち全体で災害に備えることが必要とされています。特に、ライフラインであるエネルギーについては、施設や地域で自立し、かつ相互に融通が可能な分散型とすることで、非常時の電源を確保するとともに、早期の復旧が可能となることから、本市においても導入を進めていくことが期待されています。なかでも再生可能エネルギーの活用は、災害時のエネルギー自給が可能になると同時に、平時には温室効果ガスの削減につながり、「適応」と「緩和」の両面を備えるものです。再生可能エネルギー等を中心にエネルギーの多重化に配慮した自立・分散型のエネルギーシステムを市域全体において推進していくことで、「気候変動×防災」の取組を推進していきます。

また、最終的には 2050 年の長期目標を見据えた本市の地球温暖化対策の将来像として描く、エネルギーが地域内で循環する社会の構築を目指し、実現に向けた基盤整備を行っていきます。

●自立・分散型エネルギーシステムの構築

自立・分散型エネルギーシステムの構築にあたっては、公共施設や防災拠点を中心に、段階的に取組を進めていきます。また、自立型エネルギーの要となる再生可能エネルギー等の地域内での拡充に向け、2050 年を見据えた地域再エネ導入プランの検討を行うとともに、市有施設や市有地の再生可能エネルギー事業者への貸出しを積極的に進めていきます。あわせて、エネルギーの地域循環を推進するために必要な地域の多様なステークホルダーとの連携を深め、協働での事業実施を可能とする体制整備を進めていきます。

公共施設を中心とした自立・分散型エネルギーシステムの構築



出典：環境省